

集団的自衛権

と

憲法

憲法解釈
の変更を
中心に

◆講演：浦田 一郎

明治大学法学部教授
一橋大学名誉教授

◆司会：池田 五律

小論文科講師

2014年7月1日の閣議決定は、従来の政府の憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認しました。まず、集団的自衛権や憲法解釈の変更とは何かについて、説明したいと思います。

集団的自衛権の禁止と容認の動きの歴史は長いのですが、今まで結局禁止されてきました。今回の閣議決定による容認は従来の「基本的な論理」を維持したうえの解釈変更だと説明されていますが、どのような意味なのでしょう。この解釈変更はどのような効果を持つか、考えてみます。

集団的自衛権容認の必要性として、日本のために活動している米軍が武力攻撃を受けたときに、日本が助けなくてよいのかという問題が出されています。しかし、このような事例は聞いたことがありません。この集団的自衛権は実際には何の問題なのか、考えてみる必要があります。



●プロフィール：浦田一郎(うらた いちろう)

1969年一橋大学法学部卒業、1974年一橋大学大学院法学研究科博士課程中途退学

職歴 山形大学教養部助教授、一橋大学大学院法学研究科教授、明治大学法科大学院教授を経て、2011年から明治大学法学部教授

専門 憲法学

著作 『シエースの憲法思想』（勁草書房、1987年）、『現代の平和主義と立憲主義』（日本評論社、1995年）、『立憲主義と市民』（信山社、2005年）、『自衛力論の論理と歴史』（日本評論社、2012年）、編集『政府の憲法九条解釈——内閣法制局資料と解説』（信山社、2013年）

10月27日(月) 17:30~19:00
立川校グリーンアカデミー 62教室

入場無料
申込不要

〒190-0012 立川市曙町1-14-13

☎0120-198-640

●JR中央線・南武線・青梅線/立川駅北口より徒歩3分

●多摩都市モノレール/立川北駅南口より徒歩2分、

立川南駅出口1より徒歩3分

